



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2025 年 1 月号

No.286

No.286 (2025 年 1 月号) <12 月 25 日発行>

今月号の注目情報

IPA「年末年始における情報セキュリティに関する注意喚起」
「令和 7 年度春期試験について」



巻頭言

『システム監査が目指すもの「守り」と「攻め』』

会員番号：0555 松枝憲司（会長 基準改訂委員会主査）

新年あけましておめでとうございます。本年もシステム監査・管理基準ガイドラインの公表に向けて尽力いたしますので、本年も皆様の変わらぬご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

昨今、金融庁では「顧客向けの金融サービスと金融機関等自身の業務の双方について、DXに取り組むことが経営課題として認識されており、金融機関等の経営層は、経営戦略と IT を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである IT ガバナンスを構築する必要がある。」また「IT ガバナンスについては、内部統制のみならず、ビジネスの収益を向上させる成長戦略の実現も含まれている」としています。また、本会報でも紹介された「デジタルガバナンス・コード 3.0（DX 経営による企業価値向上に向けて）」では、「全ての企業がデータとデジタル技術を活用した経営変革の取組である DX に取り組むことで、価値創造経営を実現することができる」と提言されています。私は、両者の内容は本質的に同義であり、DX 経営を支える重要な要素は IT ガバナンスであると考えています。さらに FISC のシステム監査基準では、IT ガバナンスを監査対象とし、「経営者その意思決定プロセスにおいて、IT リスクの特性を十分に考慮し IT リスクに適切に対応する態勢が整備され運用されているか」を評価対象としています。この IT リスクについては、単なる脅威だけでなく、新技術未導入（筆者注：DX に未対応等）による機会損失等も含めています。

従来のシステム監査は、主に組織の安全性を支える「守り（マイナスのリスクに注目した IT リスクを対象）」の役割でしたが、これからは成長機会を発見し、価値を創出する「攻め」を支援する役割も担っていくことが求められています。企業の価値創造を高めていく DX の達成度の評価や、プラスのリスクを見逃さず活用する態勢等についての評価は、経営に資するシステム監査に繋がるものと考えます。

本年も、皆様とともにシステム監査の可能性をさらに広げていけるよう努めてまいります。

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

<目次>

○ 巻頭言	1
【 システム監査が目指すもの「守り」と「攻め」 】	
1. めだか	3
【 時代が求めるシステム監査（里山資本主義） 】	
2. 投稿	4
【 投稿 】 佳境を迎える個人情報保護法の「いわゆる3年ごと見直し」を読み解く意義	
【 コラム 】 システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門（1）	
3. 本部報告	13
【 第292回月例研究会：講演録 】	
テーマ：「災害としての太陽フレア対策、DX化の脆弱性から文明を守るために」	
4. 注目情報	15
【 IPA 】「2024年度 年末年始における情報セキュリティに関する注意喚起」（2024/12/17）	
【 IPA 】「令和7年度春期試験について（受験申込み）」（2024/12/13）	
5. セミナー開催案内	16
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
6. 協会からのお知らせ	17
【 （予告）第24期通常総会の開催 】	
【 CSA/A SA資格をお持ちの方へ：資格更新手続きについて 】	
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
7. 会報編集部からのお知らせ	21

めだか 【 時代が求めるシステム監査（里山資本主義） 】

「時代が求めるシステム監査」を考える。時代が求めるとは、気候変動、ウイルスによるパンデミック、戦争、地震・津波、台風、人口、政治、等々により、求められものである。生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代にシステム監査やシステム監査人に求められているものは一体何かを考える。



資料によると次のことが書かれている。“われわれの考える「里山資本主義」とは、お金の循環がすべてを決するという前提で構築された「マネー資本主義」の決済システムの横に、お金の依存しないサブシステムも再構築しておこうというものだ。”といている。ここではいわゆる「資本主義」を「マネー資本主義」とよび、新しいタイプの資本主義を「里山資本主義」とよんでいる。これは加工貿易立国モデルが資源高によって逆ザヤ基調になってきていることに注目しどうすればいいのかを考察している。

日本の国際競争力については、日本製品の多くが着実に売れ続けているのに加え、これまでの海外投資も多くの金利配当収入をもたらし、経常収支黒字が外国から流れ込んでいる。だがそのお金は、貯蓄されるばかりで国内の消費に回らない。国債を発行して貯蓄を吸収し「景気対策」につぎ込んできたが、それでもお金が自分でぐるぐるまわり出すことはなく消費は一向に増えないままである。国内の貯蓄がすべて国債になってしまう状況が近づきつつある。

他方で、海外に支払う燃料代は年々増えている。工業国同士の競争となると日本は強いが、その儲けは全部アラブ産油国などの資源国に持っていかれてしまう。資源を買ってきて製品にして売るという加工貿易立国モデルが、資源高のせいで逆ザヤ基調になってきている。生きるのに必要なのは、水と食料と燃料である。お金ではない。「お金で買えるものは買えばいい、だが、お金で買えんものも大事だ。」というひともある。森や人間関係といったお金で買えない資産に、最新のテクノロジーを加えて活用することで、マネーだけが頼りの暮らしよりも、はるかに安心して安全で底堅い未来がある。

例えば人口 1,000 万人に満たない小国ながら一人当たり GDP で日本を上回るオーストリアでは、国を挙げた木質バイオマスエネルギーの活用が進みつつある。つまり、集成材（CLT）による建築が急速に広まって、ペレットにできる製材くずが多くあり、それを利用する。地下資源（石油）から地上資源（木）へのエネルギーシフトである。日本人は森林を利用していくことを問われている。この時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにかを考え、システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対して、あらためて考えてみる必要がある。（空心菜）

資料：「里山資本主義 日本経済は「安心の原理」で動く」 藻谷浩介 NHK 広島取材班 著 角川新書 D-67

<目次>

【投稿】佳境を迎える個人情報保護法の「いわゆる3年ごと見直し」を読み解く意義

会員番号 0436 大石正人

個人情報保護法の「いわゆる3年ごと見直し」が佳境を迎えています。個人情報保護法は「公的機関はもちろん、個人情報を取り扱う全ての事業者や組織が守らなければならない共通のルール」ですが、2005年の全面施行以降これまでも「デジタル技術の進展やグローバル化などの経済・社会情勢の変化や、世の中の個人情報に対する意識の高まりなどに対応」して改正が行われ、2024年も同法令附則に基づき、3年ごとの見直し作業が行われています。

2024年を振り返ってみると、事柄の性質上「流行語大賞」には選ばれませんでした。しかし、「闇バイト」や「ホワイト案件だと思って応募した」といったマスコミ報道が目立ちました。こうした犯罪に手を染め、抜けられなくなった理由として「免許証などの画像を提供したことで個人情報が握られ、怖くて警察にも相談できなかった」などとされており、改めて「個人情報の管理」が犯罪抑止に極めて重要であることを再認識させられました。

また2022年4月1日から、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要となったこととも相まって、同委員会が2024年4-6月に報告対象事態として処理を行った件数は4,549件と、その前年から5割以上増加した2023年（換算値）をさらに36%上回っています。

不正行為、盗用と認定され、個人情報保護法違反の刑事罰（個人情報保護法<以下、法>179条。1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）まで科された事案は「名刺情報管理システムのログイン認証情報を不正に転職先の従業員に提供し、同システムを第三者が利用可能な状態に置いた事例」などに限られていますが、それに至る前に必要に応じて、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者に対して報告徴収・立入検査を実施し（法第146条）、当該個人情報取扱事業者等に対して指導・助言を行い（法第147条）、また、勧告・命令を行う（法第148条）などの事例は、毎年度相応に発生しています。

現行法のもとでも、個人情報保護管理体制には様々な課題があることを示唆しているといえましょう。

こうした情報管理を徹底する一方で、個人情報保護法は、個人の権利や利益を守りながら、個人情報の有用性に配慮することを目的にしています。特にデジタル環境が変化し発展を遂げる中で、個人情報の利活用拡大とそれに伴う新たなリスクへ備えるため、個人情報保護委員会が2024年6月に公表した「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に対するパブリックコメントでは、1,731の団体・事業者（うち団体43者・事業者等29者）や個人（1,659名）から延べ2,448件におよぶコメントが寄せられました。

委員会は「関係省庁等含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、透明性が高い形で議論するため、関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場」として、「3年ごと見直しに関する検討会」を2024年7月に設け11月まで既に6回の会合を開催し、報告書作成に向け意見陳述や論点の集約を図ってきています。その結果を踏まえて、2024年12月の個人情報保護委員会で、2025年法改正の方向性が決まると見込まれ、議事録（11月末時点では11月12日開催の第5回まで）等をもみても、ステークホルダーや有識者間のかなり踏み込んだ、本音でのやり取りがなされています。

（注）個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/kentohkai/>

多岐にわたる論点があるため、そのすべての紹介は避けませんが、最初から議論するテーマに取り上げられている事案として、第一に課徴金・制裁金制度の導入があります。

こうした制度はすでに諸外国で導入事例が多く、相応の抑止効果あり、とされているなかで、わが国の個人情報保護法制のもとでの導入可否、あるいはそうした制裁発動の契機となる違法な第三者提供や、漏えい等・安全管理措置義務違反の類型化について、対象となる事態、主観的要素（違反行為を防止するための相当の注意を怠っていない場合か否か）、個人の権利利益についての侵害ないしその懸念有無、対象を、大規模な違反行為に限定することの適否、課徴金・制裁金の算定方法、などが議論されています。

こうした諸点は、第4回検討会で神戸大学大学院法学研究科の中川丈久教授のプレゼンテーションをベースに、参加者間の意見交換を踏まえて第6回にかけて事務局が論点を整理しており、執筆時点では第6回の議事録が閲覧できないので、どの程度意見の終息を見ているのか確認できませんが、事務局として目指す方向性は見えている印象を持ちました。

（注）中川構成員プレゼン資料-個人情報保護委員会-

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20241011_kentohkai_shiryoku-2.pdf

ただ、事務局の論点整理では「関係団体からのヒアリングで強い反対意見が示されていることに加え、我が国の他法令における導入事例や国際的動向、個人の権利利益保護と事業者負担とのバランスを踏まえ、その導入の必要性を含めて検討する必要あり」との前提が置かれている点を踏まえると、実際にステークホルダー間の利害調整が収束できるのか、不安なしとしません。議論の行方が注目されます。

第二に、団体による差止請求制度及び被害回復制度が取り上げられています。

「個人データの第三者提供や目的外利用等の取扱いについて、個人が不安感を覚える事例が生じている」。「実際に違法な個人情報の取扱いが行われた場合、本人は、個人情報取扱事業者に対して、利用停止等請求（法第35条）、損害賠償請求（民法第709条等）をすることは可能」だが「違法行為全体を止めることや、

他の個人情報について同様の違法行為を実施することの予防まで請求できるものではなく、不特定多数の個人に生じ得る同種の（回復困難な）被害の発生まで防止できるものではない。また、訴訟費用等を理由に請求を断念せざるを得ない場合も多い。」とされています。こうした状況において、個人情報保護委員会だけですべての違反行為に迅速、網羅的に対応するには限界があるので、認定団体・適格消費者団体の関与など、違法な個人情報の取扱いを排除するための仕組みを複線化することで、適切に権利救済を受ける手段を多様化したり、個人（消費者など）と事業者の間でより実効的なコミュニケーションが期待できるのではないか、というものです。

すでに消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復を図る観点から、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して「差止請求」と「被害回復」訴訟等を行うことができる消費者団体訴訟制度があります。これと類似ないし拡張した仕組みを個人情報保護制度に取り込めないか、との考え方によるもの、と理解しました。

ただ実際の運用に当たっては、消費者団体と企業の協議にあたって、法律的な後ろ盾がないと実効性がないのでは、とか、想定される対象行為と運用をどうすればよいか、事実確認を実際にできるか、請求対象となる事案をある程度類型化する必要性など、まだまだ検討課題を残しているようです。いずれにしても、検討会における「違法な個人情報の取扱いに対する抑止力を強化し、本人に生じた被害の回復の実効性を高めるといった観点から、団体による差止請求制度や被害回復制度の枠組みは有効な選択肢となり得る」との考え方は妥当と考えます。こうした枠組みがないと、デジタル会の進展、進化の中で相次ぐ個人情報漏えい事案に対し、個人（消費者）が事業者の不備に対し、不利な立場に立ち続けられないといけな懸念があるからです。

以上のような論点整理を踏まえ、2024年12月中（例月20日頃）に開催される個人情報保護委員会に状況が報告され、2025年法改正に向けた方向付けなど作業が本格化する、と見込まれます。

ただし、「より包括的なテーマや個人情報保護政策全般」として、「個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項について検討を深めていく。」という委員会事務局の「3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」（2024年10月16日）の趣旨を踏まえると、中間整理における検討項目には、上述の「実効性のある監視・監督の在り方」のほかにも、

- 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方（生体データの取扱い、不適正利用・不適正取得、オプトアウト、こどもの個人情報の取扱い）
- データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方（本人同意を要しないデータ利活用等）

といった観点からの項目も含まれているため、2024年夏に実施されたパブリックコメントで提示された、多様なステークホルダーからのさまざまな意見を踏まえ、次の法改正でどこまで何を取り込むのかは見通しがたい状況です。

こうしたいわゆる3年ごとの見直し作業について感じるのは、「情報通信技術の高度化が進む中、大量の個人情報を含むビッグデータを利活用するビジネス・サービスやプロファイリングの利用も広がる」なかで、個人情報保護委員会が平素の業務やコミュニケーションを通じ認識した「プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスク」や状況の変化を踏まえアップデートが必要な分野につき、この機会に個人情報の主体としてのわれわれがどう認識し、行動すべきか、ということです。

デジタル環境の変化や人工知能の活用が急速に進展するなかで、データの利活用を巡る個人と事業者との利害調整や、個人情報保護の進化は、システム監査や内部統制の観点から、ますます重要性を増しているように感じます。

今回個人情報保護委員会の中間整理とこれに対するパブリックコメントを通じ、コメントを提出した多様な主体が立ち現われ、様々な利害や問題関心をもって活動、事業展開していることが再認識されました。こうしたなかであって、マスコミ報道やネットで流れる情報だけを追いかけていると、根本にある問題の所在やその本質を理解することが難しいと痛感されます。

個人情報の適切な管理が、保有者にも利活用者にも強く要請される中で、骨は折れますが、この機会に、個人情報保護の枠組みやいわゆる3年ごとの見直し作業とステークホルダー間の議論をフォローすることで、個人も、個人情報を取り扱う公的機関も、利活用を図る事業者、組織体も、新たな知見やリスク認識、課題認識を得ることができるよう感じました。ぜひ個人情報保護委員会の関連ページを、この機会に熟読されることを強くお勧めしたいと思います。

(注) 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しについて | 個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/3nengotominaoshi/>

<目次>



【コラム】システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門(1)

会員番号 1644 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

§1.はじめに

謹賀新年。本年もよろしくお願いいたします。昨年は非常に災害や事故の多い年であった。また、関西資本の大手食品会社のシステム・トラブルは未だに完全収束をすることなく、越年してしまった(→文献[6])。

今年3月は、運転免許証とマイナンバー・カードが一体化される。更に、今年の12月には保険証がマイナンバー保険証に一本化される。このように公共インフラで大きなシステムの変革が予定されているが、大規模なシステムトラブルは頻発し続けている。甚だ不安である。

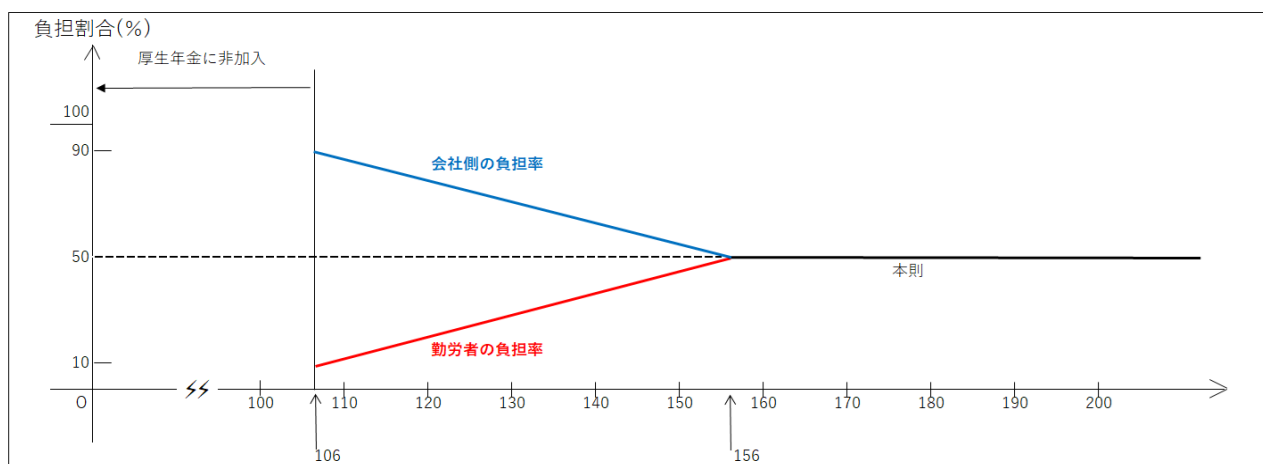
§2. 「103万円の壁」とシステム監査 【システム監査の専門家の出番】(→文献[1,5])。

[1]税制改正によるシステムへの重大なる影響

いわゆる「103万円の壁」については、三党協議が進められてきたが、2024年12月11日、以下のことで合意に達した。

- ①「103万円の壁」は、178万円を目指して、2025年から漸次引き上げる。
- ②「ガソリン税の暫定税率」は廃止する。

また、2024年12月6日には、学生のアルバイトに関する「特定扶養控除」の要件緩和でも合意した。これに合わせて、厚生労働省は、厚生年金の掛け金の負担割合に関して、年収106万円～156万円の場合に特例を設けることを提示した(下図参照)。



⇒①は今後数回に分けて行われる予定であり、人事給与システムのバージョン・アップや設定変更などで技術者は大忙しであると考えられる。この問題は、昨年10月27日以降に俄かに顕在化してきた事項である為、各社の準備や社内レクチャーも十分ではない。よって、**システムの不具合の発生リスクは高い**と考えられる。人事給与システムやERPの人事給与モジュールに係るシステム監査人は、法令改正動向を毎日確認するとともに、システムへの影響を独自に調査し、独自にテスト仕様書を作成するなどの準備が必要である。

★特に、前回は指摘したように、立法府・行政府における周知期間の常識は非常に短いものである。システムを設計・開発する者や、システム監査人にとって、「制度改正から施行までの期間の長さ」は非常に重要な意味を持っている。「即日施行」というのは非常に稀であるが、「法の適用に関する通則法」(旧名称「法例」)の第2条で、「defaultの周知期間」は20日と定められており、永田町の常識では「十分な周知期間」としては

3か月あれば十分と考えられているようである。故に、今回の人事給与・所得税・住民税関係の法改正については、我々システム監査人は、ニュースやSNSを通じて、早めに情報を集める必要がある。

[2]地方財政の問題

財務省や総務省によれば、単純に103万円の「基礎控除+給与所得控除」を176万円に上昇させた場合、国税で3.7兆円、地方税で4兆円の減収が出ると試算されている。この数字は、特に財政が脆弱な過疎地の自治体には大きな負担となることが指摘されている。ただし、これは「減税による手取り増加による消費の促進⇒企業の売上増加⇒法人税・法人住民税の増加」という好循環の影響は一切考慮されておらず、そのまま「国税で3.7兆円、地方税で4兆円の減収」となる訳ではない。マスコミ各社だけでなく、経済評論家や国会議員はこのことを直視する必要がある。**難しいのは「減税や社会保険料の減額による経済効果」の正確な予測は、パラメータが多すぎて容易には予測がつかない**ことである。

ただ、そうはいうものの、財源が脆弱な地方自治体は、このことによる減収を懸念する声も無視できない。

[3]消費税の軽減税率の拡充

最近の報道を見ていると、「住民税非課税世帯に限定した給付金」については批判が多い。何故なら、該当者の多くが高齢者であり、現役世代への恩恵が非常に限定的だからである。従って、「手取りを増やす」という観点では、「住民税非課税世帯だけでなく、幅広い人々に恩恵のある政策」が求める世論が強くなると思われる。

また、現在、一部の野党は、「消費税の一律5%への減税」を求めている。この場合のインパクトは**「減税や社会保険料の減額による経済効果」を考慮しない場合、国税は11.5兆円、地方税は3.25兆円の減収**となるが、30年振りの少数内閣であることを考えると今後の国会運営の観点から、消費税の一部減税は実施される可能性が非常に高い。また、与党の中にも「軽減税率の拡充」を求める声は少なくないことを考えると、「軽減税率の税率引き下げ・対象品目の追加」は現実的であると考えられる。
⇒この場合も、システムへの影響は非常に大きいので、施行は最短で2026年1月または4月と考えられるが、システム監査人としては、ニュースやSNSを通じて情報収集に努めるべきである。

★一部のコメンテーターは「日本は消費税率が低い」と嘯くが、それは贅沢品の税率である。よく引き合いに出されるスウェーデンの25%であるが、食料品は6%である。筆者は比較対象は、社会構造・生活水準・福祉システムを考慮すると、「比較対象はG7諸国に限定するべきである」と考えるが、他のG7諸国の基礎的食料品の税率は次のとおりである。

- ・イギリス ⇒ 0%
- ・フランス ⇒ 5%
- ・ドイツ ⇒ 7%(コロナ禍で、時限的に5%とした)
- ・イタリア ⇒ 4%
- ・米国 ⇒ 連邦レベルの付加価値税無し。45州とDCで小売消費税があるが大半で0%
- ・カナダ ⇒ 0%

従って、**我が国の食料品の消費税の8%は、G7で最高税率**であることが分かる。

前回は指摘したように、消費税の場合は所得税・住民税とは状況が異なり、**減税によるインパクトは地方税(地方消費税)のほうが国税(狭義の「消費税」)の28%**である。地方税法第72条の83によると、次のように規定されている。

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、(国税の消費税の)七十八分の二十二とする。

現行の軽減税率対象品目(①外食・酒類を除く全ての飲食品、②新聞)のまま軽減税率を8%から5%に引き下げた場合、国税の減収は約1.5兆円、地方税は約4200億円しか減少しないのである。低所得世帯ほど「エンゲル係数」(総支出に対する飲食費の占める割合)が高い、という事実を考えると、消費税の軽減税率の拡充は可処分所得の増加に直結する。しかも、**この方法ならば、生活必需品の支出が抑制され、パート労働者や学生のアルバイトだけではなく、中間層にも恩恵があることに注目すべき**である。また、生活必需品の減税は、景気浮揚効果が見込めるので、国税で約1.5兆円、地方税で約4200億円まるまる減収になる訳ではなく、逆に景気浮揚効果により、これ以上の増収になるかもしれない。

★貧困層世帯ほど「エンゲル係数」(家計の総支出に占める食料品支出の占める割合)が高いという厳然たる事実がある。従って、**G7先進国は食料品の全部または一部を軽減税率対象または非課税**としている。

また、近年の円安や燃料費の高騰は、食材の価格が急速に増加する要因となっており、**全国的にエンゲル係数が上昇**している。実は、筆者の東京の拠点の所在地の特別区でも、一般会計は「自己資本比率」が95%を超える「超優良企業」であるが、特別会計の「後期高齢者医療会計」、「介護保険事業会計」、「学校給食会計」が急速に悪化していることが判明した。前二者は高齢者が急激に増えたことが最大の要因であるが、「学校給食会計」については、キャッシュフローが前年度比20倍もの支出超過になっており、その最大の要因は食材費の高騰であった。

★軽減税率の拡充としては、次の3つ方法が考えられる。

- ① 軽減税率の引き下げ(例：5%に引き下げ)・・・カナダ(7%⇒6%⇒5%)、フランス(5.5%→5%)の実績あり
- ② 対称品目追加→**医薬品、新聞に加えて書籍**・文房具、学校指定品、育児・介護・衛生用品、ライフライン(電気・ガス・水道・データ通信)など
- ③ ①と②の併用

★高齢化社会を背景に、医療費の急増が家計を圧迫している。また、医療機関や調剤薬局の損税問題も深刻さを増している(→[1])ので、②の対象品目の拡大では「医薬品」が最有力の候補になると思われる。

★特に、薬局では消費税は次のようになっている。

- ・医療用医薬品(処方箋医薬品)
 - ⇒非課税(ただし、これは医療機関や調剤薬局にとっては「損税」となる(→[1]))
- ・要指導医薬品・新一般用医薬品(特定の第1類)・一般医薬品(第1類・指定第2類・第2類・第3類)
 - ⇒**10%**
- ・サプリメント
 - ⇒**8%**(食品として扱われるため)

⇒消費者の負担する消費税は「処方箋医薬品が非課税、売薬の医薬品が**10%**、サプリメントが**8%**」であり、これは大変違和感のある制度である。通常の庶民感覚からすると、**医薬品も8%とすべき**である(国税分へのインパクトは約1600億円)。特に、新一般用医薬品(特定の第1類)・一般医薬品の内の第1類と指定第2類については、量販店でのバーゲン販売も行われないため、医薬品も軽減税率にすることは大きな恩恵となる。

※他の先進国の例を見ると、カナダは医薬品は全て非課税、フランスは2.1%という「超軽減税率」である。

§3.SAPのためのドイツ語入門(→文献[2-5])

先日、筆者の著書の読者の方から、SAPの会計分野の用語についての質問を頂いた。

【Q1】画面上の「D/C」という表記があり、これは Debit/Credit の「貸借区分」であることは分かるが、具体的な表記は S または H である。これらは何を表しているのか？

【A1】S は「借方」、H は「貸方」を表している。

【解説】S は英語の shall に相当する助動詞 sollen の 3 人称単数形現在の soll の略であり、H は英語の have に相当する動詞 haben の略である。ドイツ語では借方を Soll, 貸方を Haben と呼ぶ。

日本の簿記の用語では、仕訳の左側を「借方」、右側を「貸方」と呼ぶ。「借方」と「貸方」の勘定科目の例を挙げると次のようになる。

- 借方科目の例…現金、預金、売掛金・貸付金などの債権、固定資産、費用など
- 貸方科目の例…買掛金・借入金などの債務、収益、資本金など

借方(Debit/Débit /Soll)		貸方(Credit/Crédit/Haben)
資産の増加	資産	△資産の減少
△負債の減少	負債	負債の増加
△純資産の減少	純資産(資本)	純資産の増加
△収益の取消	収益	収益の発生
費用の発生	費用	△費用の取消

※マイナス値には、△を記している。 △の無いほうが、本来の位置である。

しかし、「貸付金」を「借方」、「借入金」を「貸方」と表現することに違和感を感じる初学者は少なくない。このような場合、「理屈抜きで結果を覚えて」とする教育者は少なくないが、本当にそれで良いのだろうか？

理解をする上で躓きとなる用語の問題については、敢えて、深く掘り下げることが重要である。初学者が「用語」で躓くことが多いのは、「翻訳が拙い」、「誤訳」、「多義性の放置」など様々な原因が考えられる。

上表では、「借方」及び「貸方」について英語、フランス語、ドイツ語の訳語を付した。実は語尾“-it”は「受動の結果」の意味である。つまり、「借方」とは「自社から借りられたもの」であり、「貸方」とは「自社に貸されたもの」の意味である。また、ドイツ語の用語は興味深い。

ドイツ語の借方(S)→Man **soll** das ihr geben. (人は彼女にそれを与えるべきである。)

ドイツ語の貸方(H)→Man soll das von ihr **haben**. (人は彼女からそれを取るべきである。)

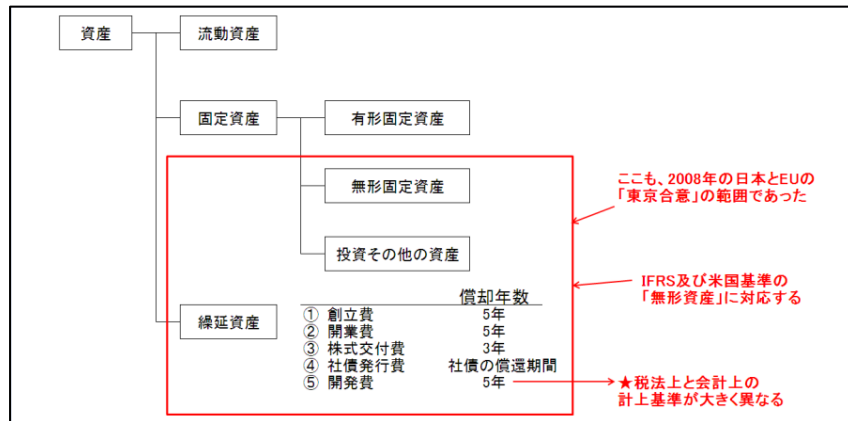
ドイツ語では会社・組合などの「組織体」は Gesellschaft であり、株式会社は Aktiengesellschaft であり、何れも女性名詞である。ドイツ語の Man~(フランス語の On~に相当)は受動態の迂言形であり、受動態で表現すれば次のようになる。

○ドイツ語の借方 : Das soll ihr gegeben werden. (それは彼女に与えられるべきである。)
 →「未収金」、「売掛金」、「貸付金」など、既に借りられていて回収されるべきもの。
 まさに Account Receivable. (-able は、受動の義務/可能の語尾)

○ドイツ語の貸方 : Das soll von ihr gehabt werden. (それは彼女から取られるべきである。)
 →「未払金」、「買掛金」、「借入金」など、既に貸されていて返済されるべきもの。
 まさに Account Payable. (-able は、受動の義務/可能の語尾)

§4.研究開発費の一律費用処理問題

薬価の高騰が問題となっているが、研究開発費の一律費用処理が元凶である。また、最近、画期的な発見や発明が相次いでいる(→文献[6-9])。一刻も早い改善が必要である。



※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用、システム導入上の制約、及び、医学的所見については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、医師・薬剤師、IFRS コンサルタント、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

[1]「田淵隆明が語る、医療機関の損税問題とその"処方箋": ~消費税導入以来の制度上の盲点~
 ~国民の大半の理解を得られる処方箋は何か?」(最新版:2024/10/14)

[2]「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考」(最新版 2024/11/25)

[3]「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅱ)」(最新版 2024/11/11)

[4]「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅲ)」(最新版 2024/11/4)

[5]「軽減税率」田淵隆明が語る、IFRS&連結会計〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕: "In Varietate Concordia", EU の知恵に学べ
 ~IFRS では何故そう考えるのか?」(最新版 2024/5/14)

[6] CERN が LHC を用いた実験で作られた最も重い反ハイパー核「反ハイパーヘリウム 4」を発見
<https://gigazine.net/news/20241210-cern-alice-finds-antihyperhelium-4/>

[7]“エントロピー増大”を永遠に回避できる? 量子系が示す新たな数学的証明、米コロラド大学が報告
https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2410/15/news053.html#utm_source=yahoo_v3&utm_medium=feed&utm_campaign=20241213-057&utm_term=zdn_n-sci&utm_content=rel5-0

[8]数学者が「新しい種類の無限」を発見!
<https://nazology.kusuguru.co.jp/archives/167327>

[9]車載ポータブルミニヒーター
<https://www.youtube.com/watch?v=bcVQ9QVUBc8>

<目次>

第 292 回月例研究会：講演録**テーマ：「災害としての太陽フレア対策、DX 化の脆弱性から文明を守るために」**

会員番号 1448 宮崎雅年（北海道支部）

【講師】株式会社 電磁シールド研究所 代表取締役**石川裕也（いしかわ ゆうや）氏****【日時・場所】2024 年 11 月 18 日（月）18:30 - 20:30、オンライン（Zoom ウェビナー）****【テーマ】「災害としての太陽フレア対策、DX 化の脆弱性から文明を守るために」****【要旨】**

太陽フレアなどの最近の情報、電磁波による社会インフラへの影響について解説します。特に、通信インフラや電力網への影響と、それに対する他国の対策事例や日本の現状の対策について具体的な事例を交えながら紹介します。

デジタル化が進む現代社会において、アナログ手法を併用する重要性も取り上げ、総合的な危機管理体制の構築を考察します。

【講演内容】

本月例研究会にてご講演いただいた内容の概要および表題を以下に記載する。

・ 冒頭

- 石川様のご略歴
- 株式会社電磁シールド研究所様についてのご説明

・ 電磁波の定義と基本概念

- 電場
- 磁場

・ 電磁波の種類

- 電離放射線
- 非電離放射線
- 周波数とエネルギー
- 電磁波一覧表
- 電磁波および太陽フレアから町を守るイメージ図

・ デジタル社会の恐怖

- 電磁パルス
- 太陽フレア

国全体を守らなければ、インフラは危機的状態に陥る可能性がある。

- テンペスト攻撃
 - 太陽フレアの影響
 - 太陽フレアに関するニュース・事例 1 オーロラの観測
 - 太陽フレアに関するニュース・事例 2 GPS の影響
 - 太陽フレアに関するニュース・事例 3 ニューヨーク鉄道嵐
 - ソーシャルインパクトのイメージ
 - 被害想定
 - インフラ機関との関連性
 - 医療業界における影響
 - ソーシャルインパクトの重要領域
 - 日本の現状
 - NICT による宇宙天気予報
 - 総務省による報告書
- 観測はしているが具体的な対策はされていない。
- アメリカの現状

大統領令を発令し、電磁パルスに対する対策を行うことを決めた。
 - 我々がいまからできること
 - 情報を守るための情報収集
 - 海外の現状把握
 - シールドラック（ルーム）の導入
 - 国際ガイドラインや国内基準に従う
 - 弊社の技術
 - GORGON2

【所感】

大学で電磁気学を学び、電力業界に関わる者として大変に興味深い内容の講演でした。電磁波および太陽フレアについて、日本国内であまり研究されていないということに驚いた。停電によって電気の大切さを感じるように、電磁波に囲まれて生活していることが意識されていない中、世の中が電子機器の存在を前提として動いているが、大規模な電磁波の影響で誤動作・障害が発生することは恐怖でさえある。インフラ機関との関連性において、すべてのインフラが電力に依存するという指摘があったが、停電すればすべての電子機器が利用できなくなるという当たり前のことに改めて気づかされた。

今回の講演では、あらゆるものが電子化の方向に向かっているが、電子機器で電子的な情報を利用することが可能であるということをも前提としていることに対して警鐘を与えているように感じた。電子化に逆行するものではないが、電磁波対策、太陽フレア対策のBCPとして、紙と鉛筆を準備しておくことは必要であると感じた。

<目次>

注目情報 (2024.11~2024.12)**■ 【IPA】 2024 年度 年未年始における情報セキュリティに関する注意喚起 (2024/12/17)**

IPA は年未年始における情報セキュリティに関する注意喚起について公表した。

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/heads-up/alert20241217.html>

「長期休暇の時期は、システム管理者が長期間不在になる等、いつもとは違う状況になりがちです。このような状況でセキュリティインシデントが発生した場合は、対応に遅れが生じたり、想定していなかった事象へと発展したりすることにより、思わぬ被害が発生し、長期休暇後の業務継続に影響が及ぶ可能性があります。

このような事態とならないよう、(1)個人の利用者、(2)企業や組織の利用者、(3)企業や組織の管理者、それぞれの対象者に対して取るべき対策をまとめています。また、長期休暇に限らず、日常的に行うべき情報セキュリティ対策も公開しています。」

■ 【IPA】 令和 7 年度春期試験について (受験申込み) (2024/12/13)

IPA は令和 7 年度春期の試験日程を公表した。

https://www.ipa.go.jp/shiken/2025/r07haru_exam.html

試験日：令和 7 年 4 月 20 日 (日曜日)

試験区分：

応用情報技術者試験 (AP)

高度試験

IT ストラテジスト試験 (ST)

システムアーキテクト試験 (SA)

ネットワークスペシャリスト試験 (NW)

IT サービスマネージャ試験 (SM)

情報処理安全確保支援士試験 (SC)

以上

<目次>

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例研究会 (東京)		
第294回	日時	2025年1月20日(月) 18:30~20:30
	場所	オンライン (Zoom ウェビナー)
	テーマ	AI のリスクと機会に対処する AI ガバナンス・マネジメントの国際標準化
	講師	日本大学商学部非常勤講師, ISO/IEC 情報技術標準化委員 小倉博行 (おぐらひろゆき) 氏
	講演骨子	AI のリスクについては, AI の適切な開発・提供・利用に向けたルール作りが国内外で加速している。今後 AI 適用事業を円滑に推進していくためには, AI ガバナンス・マネジメントの仕組み構築が必須である。その技術的拠り所となる国際標準化については, AI ガバナンスの国際規格 ISO/IEC 38507 や AI マネジメントの国際規格 ISO/IEC 42001 などが発行されている。本講演では, 国際標準規格を活用して AI のリスクと機会 (事業上のリスク・チャンス含む) に対処する AI ガバナンス・マネジメント実務標準の提案を行う。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/294.html	

■ SAAJ 月例研究会 (東京)		
第295回	日時	2025年3月6日(木曜日) 18:30~20:30
	場所	オンライン (Zoom ウェビナー)
	テーマ	デジタルガバナンス・コード 3.0 による DX 推進の加速
	講師	株式会社 NTT データ経営研究所 主席研究員 エグゼクティブ・コンサルタント (日本システム監査人協会 副会長) 三谷慶一郎 (みたに けいいちろう) 氏
	講演骨子	「デジタルガバナンス・コード」は、企業価値向上に向けて DX を推進していくために、経営者が実践すべき事柄についてとりまとめたもので、その内容は「DX 認定」や「DX 銘柄」の評価基準に紐づいている。また、2024 年には私も参加させていただいた経済産業省検討会の議論を経てアップデートが行われている。本講演では、更新された「データ活用・データ連携」「デジタル人材の育成・確保」「サイバーセキュリティ対策」等を中心に、それぞれのテーマの背景にある問題意識や、実際に DX を推進する上で留意すべきポイント等を中心に議論したい。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/295.html
定員	定員 400 名 応募締切日: 2025年3月5日(水) 16:00	

<目次>

2024.12

協会からのお知らせ（予告）【第 24 期通常総会の開催】

会員番号 2581 齊藤茂雄（事務局長）

日本システム監査人協会（SAAJ）会員各位**■第 24 期通常総会のご案内**

日本システム監査人協会の第 24 期通常総会を、下記の通り開催致します。

万障お繰り合わせの上ご出席をお願い申し上げます。

総会及び懇親会の参加申込は 2025 年 2 月初に、協会ホームページにてご案内致します。

1. 日時：2025 年 2 月 21 日（金） 13 時 30 分～15 時

2. 開催方法：会場および ZOOM 会議による

※会場は後日ご案内します。

3. 第 24 期通常総会 議事（予定）

13:30 開会

- (1) 2024 年度 事業報告の件
- (2) 2025 年度 事業計画の件
- (3) 2025 年度 予算の件
- (4) その他

15:00 閉会

4. 特別講演

実施しません。

5. 懇親会

場所：後日ご案内します。

時間：総会終了後 1.5 時間。

以上

<目次>

協会からのお知らせ 【 CSA/ASA資格をお持ちの方へ：資格更新手続きについて 】

2025年度公認システム監査人及びシステム監査人補の更新手続きのお知らせです。

- ・資格認定期限が2024年12月31日で満了となる方について、認定の更新手続きを行います。
- ・資格更新申請の受付期間は**2025年1月1日（水）から1月31日（金）**までの1か月間です。
- ・今回の更新対象者は、資格認定番号が下表の方です（2014年度よりすべて2年度ごとの更新です）。

	取得年度	CSA 認定番号	ASA 認定番号	2025年 1月更新	2026年 1月更新
1	2002年度	K00001～K00253	H00001～H00193		○
2	2003年度	K00254～K00320	H00194～H00263		○
3	2004年度	K00321～K00357	H00264～H00316	○	
4	2005年度	K00358～K00401	H00317～H00384		○
5	2006年度	K00402～K00447	H00385～H00433		○
6	2007年度	K00448～K00478	H00434～H00473	○	
7	2008年度	K00479～K00518	H00474～H00514		○
8	2009年度	K00519～K00540	H00515～H00538	○	
9	2010年度	K00541～K00553	H00539～H00557	○	
10	2011年度	K00554～K00568	H00558～H00572		○
11	2012年度	K00569～K00580	H00573～H00586	○	
12	2013年度	K00581～K00596	H00587～H00595		○
13	2014年度	K00597～K00606	H00596～H00602	○	
14	2015年度	K00607～K00615	H00603～H00618		○
15	2016年度	K00616～K00630	H00619～H00625	○	
16	2017年度	K00631～K00641	H00626～H00634		○
17	2018年度	K00642～K00653	H00635～H00644	○	
18	2019年度	K00654～K00673	H00645～H00650		○
19	2020年度	K00674～K00690	H00651～H00654	○	
20	2021年度	K00691～K00713	H00655～H00661		○
21	2022年度	K00714～K00730	H00662～H00665	○	
22	2023年度	K00731～K00754	H00666～H00672		○

- ・資格更新申請には、更新申請書や継続教育実績申告書などの提出が必要です。準備をお願いします。
- ・更新手続きの詳細は、HPの「CSAの資格をお持ちの方へ」(<https://www.saaj.or.jp/csa/forCSA.html>)をご覧ください。

<目次>

【 新たに会員になられた方々へ 】

Welcome

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認
ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.systemkansa.org/>
- ・会員規程 https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひ
ご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaj.or.jp/shibu/index.html>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見
募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発のためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」 などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html>

セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。
<https://www.saaj.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html>

CSA
・
ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
- ・CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saaj.or.jp/csa/index.html>

会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い
合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

【 SAAJ協会行事一覧 】		赤字：前回から変更された予定	2024.12
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
12月	1：2025年度年会費請求書発送 1：個人番号関係事務教育 12：理事会：2025年度予算案承認 会費未納者除名承認 第24期総会(2/21)審議事項確認 13：総会資料提出依頼(1/7〆切) 13：総会開催予告掲示 20：2024年度経費提出期限	上旬：秋期CSA面接、CSA面接結果通知 中旬：CSA/ASA更新手続案内メール 〔更新申請期間1/1~1/31〕 16：第293回月例研究会 中旬：春期CSA・ASA募集案内 〔申請期間2/1~3/31〕 下旬：秋期CSA認定証発送	12：協会創立記念日
1月	7：総会資料提出期限 16:00 9：理事会：総会資料原案審議 29：2024年度会計監査 31：償却資産税申告期限 31：総会申込受付開始(資料公表)	1-31：CSA・ASA更新申請受付 20：第294回月例研究会	8：支部会計報告提出期限
2月	6：理事会：通常総会議案承認 28：2024年度年会費納入期限 28：消費税申告期限	2/1-3/31：CSA・ASA春期募集 下旬：CSA・ASA更新認定証発送	21：13:30 第24期通常総会
3月	1：年会費未納者宛督促メール発信 13：理事会 中旬：東京都：認定NPO更新申請 下旬：東京都：NPO事業報告書提出	1-31：春期CSA・ASA書類審査 6：第295回月例研究会	
4月	10：理事会	初旬：春期CSA・ASA書類審査 中旬：春期ASA認定証発行 中旬：第296回月例研究会(準備中)	20：春期情報処理技術者試験・ 情報処理安全確保支援士試験
5月	8：理事会	中旬・下旬土曜：春期CSA面接	
前年度に実施した行事一覧			
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 11：理事会 19：年会費未納者督促状発送 22～：会費督促電話作業(役員) 28：支部会計報告依頼(〆切7/10) 30：助成金配賦決定(支部別会員数)	上旬：春期CSA面接 12：第288回月例研究会 中旬：秋期CSA・ASA募集案内 中旬土曜：春期CSA面接 下旬：春期CSA面接結果通知 中旬～下旬：春期CSA認定証発送	3：認定NPO法人東京都認定日 (初回：2015/6/3)
7月	11：理事会 12：支部助成金支給	8：第289回月例研究会 中旬：秋期CSA・ASA募集案内	14：支部会計報告〆切
8月	(理事会休会) 3：中間期会計監査	1：秋期CSA・ASA募集開始~9/30 1：第42回CSAフォーラム	
9月	12：理事会	9：第290回月例研究会 13：IT-BCP事例セミナー 28-29：第44回システム監査実務セミナー 30：秋期CSA・ASA募集締切	
10月	10：理事会 13：情報処理技術者試験会場での 入会案内チラシ配布	12-13：第44回システム監査実務セミナー 21：第291回月例研究会	13：秋期情報処理試験(システム 監査技術者試験)、情報処理 安全確保支援士試験 26：13:30 会員活動説明会
11月	11：予算申請提出依頼(11/27〆切) 支部会計報告依頼(1/8〆切) 14：理事会 18：2025年度年会費請求書発送準備 27：本部・支部予算提出期限 27：会費未納者除名予告通知発送	18：第292回月例研究会 中旬：CSA・ASA更新手続案内 〔申請期間1/1~1/31〕 中旬～下旬：秋期CSA面接	9：2024年度支部合同研究会 (大阪・天満橋にて開催)

<目次>

【 会報編集部からのお知らせ 】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2024年の会報年間テーマは、**「時代が求めるシステム監査」**です。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にもその先を目指してどう立ち向かってゆけばよいか、という意味でこのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第1号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ 募集記事

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則 1 ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則 4 ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っていません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15 日（発行日：25 日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：saajeditor@saaj.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先：saajeditor@saaj.jp

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8 桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■ S A A J 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、豊田諭、石山実、金田雅子、坂本誠、田村修、辻本要子、野嶽俊一、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス： saajeditor ☆ saaj.jp （☆は投稿時には@に変換してください）